USPTO、標準必須特許（SEP）に関するワーキンググループを設置

2026年1月5日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2025年12月29日、標準必須特許（Standard Essential Patent：SEP）に関するワーキンググループ（WG）を設置する旨公表した[1]。

このWGは、スクワイヤーズUSPTO長官直轄の組織として設置されるものであり、USPTO 知的財産法担当副法律顧問兼法務官のニコラス・マティッチ氏とUSPTO上席法律顧問のオースティン・メイロン氏が共同座長を務める。

USPTOによれば、本WGは主に以下の3点を目的として活動することとなる。

1. 特許権者にとって強固な救済手段の提供
   SEP を含む有効な特許権が強固かつ予見可能性の高い権利執行（エンフォースメント）可能なものであることを明確化する。
2. 標準化プロセスへの参画の奨励
   標準化団体・組織に対して、米国の中小規模事業体をはじめ、より広範な関係者の参画を可能とするためのメカニズムを検討する。
3. イノベーション・エコシステムにおける関係者連携と透明性の向上
   特許権者、事業主体、標準化団体その他の利害関係者間において、それぞれが抱える課題の共有・解決のための議論の場を創設し、SEP のライセンス交渉や標準化プロセスにおける透明性の向上を支援する。

USPTOは、2025年6月に連邦地裁（テキサス州東部地区）[2]、同年11月に国際貿易委員会（ITC）[3]に対して、特許権に基づく予備的差止命令（Preliminary Injunctions）や排除命令（Exclusion Orders）を認めることの重要性について米国司法省（Department of Justice）と連名で意見陳述書を提出しており、今般のSEPに関するWG設置も、有効な特許権に対して強固な救済手段が与えられるべきという点でその理念は共通すると説明している。

本 WG の今後の具体的な活動予定については明らかにされていないが、USPTOは、上述の目的を遂行するために、関係者からの意見提出や情報提供を歓迎するとしている。

（以上）

---

[1] USPTO announces Standard-Essential Patent Working Group to renew American leadership in technology standards
[2] Radian Memory Systems LLC v. Samsung Electronics Co. (Statement of Interest)
[3] In the Matter of Certain Dynamic Random Access Memory (DRAM) Devices (Public Interest Comment)